

東大阪公市第1284号
令和2年7月14日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

東大阪市長 野田 義和

東大阪市教育局
教育長 土屋 宝土

要望書について（回答）

令和2年6月10日付けで受付いたしました要望書につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 自治体の職員削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

《回答：人事課》

職員配置については、職員数計画との整合性を図りながら、多様な任用形態により適正配置に努めているところです。緊急時においても継続して市民サービスが提供できるよう、庁内応援等により、執行体制の確保に努めてまいります。

2. 各市町村独自の現金支給をいち早く、かつ何度も行ってください。

《回答：政策調整室》

本市独自で、市民への現金支給を内容とする施策を行うことは、現在予定しておりません。

3. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

《回答：政策調整室》

国に対しては、地方の実態に即した支援策、財政措置が行われるよう、働きかけてまいります。

4. 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を立ち上げ、「食うに困っている」子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

《回答：地域活動支援室》

東大阪市地域まちづくり活動助成金制度を活用し、東大阪市の地域資源の活用や地域課題の解決に向けたまちづくり活動に取り組んでおられる団体を支援しております。

《回答：子ども家庭課》

本市では、子ども食堂に取り組む法人や団体と定期的に意見交換や情報共有を行っております。今後も継続することで、何が必要とされているのか、行政として何ができるのかについて情報収集に努めてまいります。

5. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

《回答：学校給食課》

給食費については、本市においては新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策による経済的負担を軽減する緊急的な措置として令和2年6月～令和2年10月末までの小学校、義務教育学校（前期）の給食費を無償としております。ただし、認定こども園・小学校・中学校での恒久的な給食費無償化については、現在の財政状況からは困難であると考えております。休校中の給食の提供について、本市においては行う予定はありませんが、児童・生徒の健全な心身の育成等の役割を果たすよう、引き続き、「安全でおいしい給食」の提供に努めてまいります。

《回答：施設給付課・施設指導課・保育課》

食材料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、保護者が負担することが原則となっておりますが、幼児教育・保育の無償化により、一定の所得階層以下の世帯は副食費が無償となっております。課税世帯については、新型コロナウイルス感染症の感染状況に注視しながら必要性の把握に努めてまいります。

6. 税・国民健康保険料・介護保険料などの値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも適用拡大をしてください。6月の納付書送付時には、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシをいれ周知を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

《回答：税制課》

市税による収入は市財政の根幹をなす重要な財源になっており、税率・税額につきましては、地方税法及び市税条例に基づき、適正に課税してまいります。税の減免につきましては、税負担の公平性の観点から制度化しておりますが、市の財政状況が厳しいなか現行制度以上の拡充は難しい状態です。減免・徴収猶予の制度の内容については、市ウェブサイトに掲載しており、納税通知書の郵送時に減免の周知をはかっております。申請用紙は、市ウェブサイトに掲載していないものは、郵便での送付等に対応し、申請受付にあたっては、手続き上、郵送での申請受付ができないものは、来庁者の分散をはかる等窓口での密集が起きないようにしています。

《回答：介護保険料課》

介護保険料の減免制度は、平成30年度より、月2万円（年24万円）を上限とする家賃控除を廃止し、一律24万円を収入基準に上乗せすることで、単身世帯126万円の収入要件を150万円に設定いたしました。これにより借家、持ち家の区分なく、減免要件を拡充いたしました。今後の減免制度拡充につきましては、第8期事業計画を策定していく中で総合的に検討してまいります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等の減少が見込まれる世帯などの方に対する保険料の減免についても実施し、市政だより等で広く周知しております。各種減免制度の申請用紙を市ウェブサイトに掲載し、郵送での申請を案内しております。

《回答：保険料課》

例規を整備し、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等の減少が見込まれる世帯などの方に対する保険料の減免（以下「特別減免」といいます。）を新設いたしました。決定通知書に特別減免の制度を周知するチラシを同封するとともに、令和2年度の国民健康保険料について解説するパンフレットにもこの制度についての説明文を記載しております。併せて市政だよりや市ウェブサイトに掲載いたしました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市ウェブサイトから申請書をダウンロードできるようにしたほか、なるべく来庁ではなく電話での問合せをさせていただくよう引き続き周知を行うとともに、決定通知書発送後の電話での相談時には、状況を聞き取り、特別減免など世帯に応じて適用できる減免等がある場合は、内容に応じた申請書を送付する等での対応をすることで郵送申請が可能な仕組みを構築し、窓口の三密状況を避けるべく対策を講じました。

《回答：資格給付課》

傷病手当金の支給につきましては令和2年4月17日に市長専決にて条例改正を行い、市ウェブサイト、市政だより（5月15日号）及び6月15日発送の保険料決定通知書の同封パンフレットへの掲載により周知を実施しております。今回の国保における傷病手当金については、同じ被用者でありながら、被用者保険に加入する者と、国保に加入する非正規等との給付格差の解消を図るため講じられた措置と理解しており、国の財政支援の範囲も被用者に限定されています。しかしながら一時的・単発的な仕事を基盤とした働き方である「ギグ・エコノミー」などの普及により、実態は被用者であるが、独立した自営業として取り扱われるために国保に加入することとなり、傷病手当金等を含めた社会保障が不十分になるなどの議論もあり、被用者に対する制度上の分立体制の解消について、今後の国の動向を注視してまいります。一部負担金減免・徴収猶予制度につきましては、市ウェブサイトや国民健康保険料決定通知書同封パンフレットにて詳細を掲載しています。なお、申請につきましては傷病手当金、一部負担金減免・徴収猶予ともに新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市ウェブサイトより申請書のダウンロードができ、郵送での申請受付を基本としてご案内しております。

7. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

《回答：生活福祉課》

生活保護の申請に関してですが、生活保護制度だけではなく、相談者の状況を把握したうえで、利用できる他の制度も丁寧に説明していることから、メール等での受付はしておりません。また、申請の意思がある方に対しては、生活保護の要否判定に直接必要な情報のみ聴取することとし、後日電話等により必要な情報を聴取するなどの工夫をし、三密を避けるための取組をしております。

《回答：生活支援課》

住居確保給付金の申請につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から4月末より住居確保給付金の申請書一式を市ウェブサイトへ掲載し、郵送での受付を開始しております。

8. 新型コロナ感染症で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。自治体として発熱外来を医師会、公立病院等と協力して確保してください。医療機関や妊婦をはじめ必要に応じてPCR検査がうけられるように拡大してください。

《回答：地域健康企画課》

地域に必要な医療提供体制づくりに努めてまいります。

《回答：母子保健・感染症課》

帰国者・接触者外来設置施設の確保に努め、発熱外来については、東大阪市内の病院を中心に、有症状時の受診体制の強化と、医師がPCR検査を必要と判断した場合速やかに検査が受けられるような環境整備を今後も進めてまいります。また、妊婦の方へのPCR検査については、国の第二次補正予算を活用し、現在実施に向けて調整中です。

9. 堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

《回答：母子保健・感染症課》

保健所の機能強化につきましては、専門職の強化や全庁的な応援等、保健所全体の体制強化に努めてまいります。東大阪市では地方衛生研究所（東大阪市環境衛生検査センター）があり、新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施しております。

10. マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを大阪府と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。

《回答：地域健康企画課》

国等から配布された物資については医療機関が有効に使用できるよう配布してまいります。

《回答：高齢介護課》

衛生用品については、これまで、市単独での購入や個人や法人からのご寄附など、あらゆる機会を通して衛生用品の確保に努め、調達できた物資につきましては、速やかに各介護施設・事業所に配布してきたところです。今後も引き続き、介護現場に必要な衛生用品が行き渡るよう、大阪府による一括購入による仕組み等も活用し、物資の確保と供給に努めてまいります。

11. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・大阪府に求めてください。

《回答：地域健康企画課》

医療機関への資金繰り支援については、国の2次補正予算にかかる事業により拡充される見込みです。

《回答：高齢介護課・障害施策推進課》

これまで国・大阪府においてさまざまな支援策が講じられているところであり、介

護事業所・障害者事業所等に活用していただけるように周知に努めるとともに、制度の拡充について必要に応じて国等に働き掛けてまいります。

12. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

《回答：子ども相談課》

平素より東大阪市要保護児童対策地域協議会のもと関係部署と連携を行い、児童虐待の予防や早期発見及び対応に努めております。新型コロナウイルス感染症の感染予防対策による学校園の臨時休校や、つどいの広場事業や地域子育て支援センターの閉所が続く中、児童虐待リスクの高まりを危惧し、国から教育機関、子育て支援機関などに子どもの見守りについて通知がありました。当課では令和2年4月27日付厚生労働省子ども家庭局長より「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施についての通知を受け、市内の学校園などの協力のもと、子どもの見守り状況を確認し安全確認を行っております。

《回答：多文化共生・男女共同参画課》

本市のDV専門相談員が対応したDVの相談件数は、令和2年3月以降、増加傾向にあります。引き続き児童関係部署をはじめ、各部署と連携し対応を行ってまいります。

13. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

《回答：危機管理室》

避難所における感染拡大リスクを下げるため、6月1日付で「避難所における新型コロナウイルス等感染症対応マニュアル」を策定し、避難者受入れの手順、避難所でのスペースの確保、適切な喚起の実施、手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底、衛生環境の確保、発熱者が出た場合の措置等の対応を取りまとめるとともに、当マニュアルに基づく避難所配備職員の実地研修を行っております。さらに今後、感染症対策に必要な物資・資材の拡充を予定し、議会に補正予算を上程させていただくなどの手続きを踏まえて、避難所における感染予防に努めてまいります。